

大分県報

平成三十年
第三〇二一号
九月二十五日

（火曜日）

目次

告示 建築基準法による道路位置の指定……………一

訓令 大分県庁用自動車等管理規程の一部改正……………一
公告 都市計画図書の縦覧……………五
開発行為の完了……………五

○告示

大分県告示第五百八十六号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のように道路の位置を指定した。
平成三十年九月二十五日

大分県知事 広瀬貞

指定番号 指定位置 指定年月日 道路の幅員 道路の延長

日第三〇一 号	玖珠郡玖珠町大字塚脇字田中 一〇四番一及び一〇四番五	平三〇・九・七	メートル 六・〇〇	メートル 七二・七三
------------	-------------------------------	---------	--------------	---------------

○訓令

大分県訓令甲第十一号

本庁

大分県庁用自動車等管理規程（昭和四十九年大分県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

平成三十年九月二十五日

大分県知事 広瀬貞

第七条中「について、それぞれ」を「の区分に応じ、」に、「掲げる日常点検表」を「定める別表の上欄に掲げる点検箇所につき当該別表の下欄に掲げる点検内容」に改め、同条第一号中「日常点検表（家用貨物自動車等）（第三号様式（その一））」を「別表第一」に改め、同条第二号中「日常点検表（家用乗用自動車等）（第三号様式（その二））」を「別表第二」に改める。

第十五条第一項中「受け入れた」を「受け入れた」に改め、同条第二項中「年度ごと」を「前年度分」に改め、「電子計算組織に記録するとともに、」及び「前年度分を」を削る。附則の次に別表として次の二表を加える。

別表第一（第七条関係）

点検箇所	点検内容
一 ブレーキ	一 ブレーキ・ペダルの踏み代が適当で、ブレーキの効きが十分であること。 二 ブレーキの液量が適当であること。 三 空気圧力の上がり具合が不良でないこと。 四 ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合にブレーキ・バルブからの排気音が正常であること。 五 駐車ブレーキ・レバーの引き代が適当であること。
二 タイヤ	一 タイヤの空気圧が適当であること。 二 亀裂及び損傷がないこと。 三 異状な摩耗がないこと。 四 溝の深さが十分であること。*
三 バッテリ	液量が適当であること。*
四 原動機	一 冷却水の量が適当であること。* 二 ファン・ベルトの張り具合が適当であり、かつ、ファン・ベルトに損傷がないこと。* 三 エンジン・オイルの量が適当であること。* 四 原動機のかかり具合が不良でなく、かつ、異音がないこと。* 五 低速及び加速の状態が適当であること。*

五 灯火装置及び方向指示器	点灯又は点滅具合が不良でなく、かつ、汚れ及び損傷がないこと。
六 ウィンド・ウォッシュ及びワイパー	一 ウィンド・ウォッシュの液量が適当であり、かつ、噴射状態が不良でないこと。* 二 ワイパーの払拭状態が不良でないこと。*
七 エア・タンク	エア・タンクに凝水がないこと。
八 運行において異状が認められた箇所	当該箇所に異状がないこと。

(注) 点検は、一日一回、当該用自動車等の運行の開始前において行わなければならない。ただし、*印の点検は、当該用自動車等の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。

別表第二（第七条関係）

点検箇所	点検内容
一 ブレーキ	一 ブレーキ・ペダルの踏み代が適当で、ブレーキの効きが十分であること。 二 ブレーキの液量が適当であること。 三 駐車ブレーキ・レバーの引き代が適当であること。
二 タイヤ	一 タイヤの空気圧が適当であること。 二 亀裂及び損傷がないこと。 三 異状な摩耗がないこと。 四 溝の深さが十分であること。
三 バッテリ	液量が適当であること。
四 原動機	一 冷却水の量が適当であること。 二 エンジン・オイルの量が適当であること。 三 原動機のかかり具合が不良でなく、かつ、異音がないこと。 四 低速及び加速の状態が適当であること。
五 灯火装置及び方向指示器	点灯又は点滅具合が不良でなく、かつ、汚れ及び損傷がないこと。
六 ウィンド・ウォッシュ及びワイパー	一 ウィンド・ウォッシュの液量が適当であり、かつ、噴射状態が不良でないこと。 二 ワイパーの払拭状態が不良でないこと。

七 運行において異状が認められた箇所
当該箇所に異状がないこと。

(注) 点検は、当該用自動車等の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行わなければならない。
第三号様式（その一）及び（その二）を次のように改める。
第三号様式 削除
第六号様式及び第七号様式を次のように改める。

附則

この訓令は、平成三十年十月一日から施行する。

○公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年九月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類及び名称

白杵都市計画地区計画 下北地区計画（白杵市決定）

二 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成三十年九月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 開発区域に含まれる地域の名称

佐伯市鶴岡町一丁目二千十六番一ほか五十二筆及び二千十二番六地先水路

二 開発区域の面積

一万五千五百五十一・九六平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

佐伯市鶴岡町一丁目十一番五十九号

社会医療法人長門莫記念会 長門記念病院

理事長 長 門 仁

四 完了検査年月日

平成三十年八月三十一日

平成三十年九月二十五日

大分県報（訓令甲・公告）